

短期入所 18年度 都加算単価表

[平成18年10月から3月まで]

●短期入所サービス費（Ⅰ） 障害者対象※1

区分	単位数 (国基準)	地域区分	都加算額	
区分6	890	特別区	¥730	
		特甲地	¥836	
		甲地	¥1,050	
		乙地	¥1,210	
丙地		¥1,370		
区分6の利用者が療護施設※2を利用した場合		特別区	¥10,740	
		特甲地	¥10,846	
		甲地	¥11,060	
	乙地	¥11,220		
区分5	757	丙地	¥11,380	
		特別区	¥2,155	
		特甲地	¥2,246	
		甲地	¥2,428	
乙地		¥2,564		
丙地		¥2,700		
区分5の利用者が療護施設※2を利用した場合		特別区	¥12,165	
		特甲地	¥12,256	
	甲地	¥12,438		
	乙地	¥12,574		
区分4	624	丙地	¥12,710	
		特別区	¥3,581	
		特甲地	¥3,656	
		甲地	¥3,806	
乙地		¥3,918		
丙地		¥4,030		
区分4の利用者が療護施設※2をした場合		特別区	¥13,591	
		特甲地	¥13,666	
	甲地	¥13,816		
	乙地	¥13,928		
区分3	562	丙地	¥14,040	
		特別区	¥3,146	
		特甲地	¥3,213	
		甲地	¥3,348	
乙地		¥3,449		
丙地		¥3,550		
区分2		490	特別区	¥3,918
			特甲地	¥3,976
	甲地		¥4,094	
	乙地		¥4,182	
丙地	¥4,270			
区分1	490		特別区	¥3,488
			特甲地	¥3,546
			甲地	¥3,664
		乙地	¥3,752	
丙地		¥3,840		

●短期入所サービス費（Ⅱ） 障害児対象

区分	単位数 (国基準)	地域区分	都加算額
区分3	757	特別区	¥2,155
		特甲地	¥2,246
		甲地	¥2,428
		乙地	¥2,564
区分2	593	丙地	¥2,700
		特別区	¥2,814
		特甲地	¥2,885
		甲地	¥3,027
区分1	490	乙地	¥3,134
		丙地	¥3,240
		特別区	¥3,488
		特甲地	¥3,546
		甲地	¥3,664
		乙地	¥3,752
		丙地	¥3,840

●医療施設で実施した場合※4（障害者・児共通 都加算なし）

区分	単位数
短期入所サービス費（Ⅲ） 障害者は療養介護対象者※3、障害児は重症心身障害児が対象	2,400
短期入所サービス費（Ⅳ） 遷延性意識障害者（告示基準による）又はALS患者等と医師に診断された者が対象	1,400

●食事提供加算※4（障害者・児共通 都加算なし）

加算	単位数
低所得者の食事提供体制加算（1日）	68

※1 障害者単価は身体障害者、知的障害者、精神障害者共通

※2 次の都内単独型療護施設（6ヶ所）が対象
東京都多摩療護園、東京都清瀬療護園、東京都日野療護園、みずき、楽、八王子療護園

※3 療養介護対象者（厚生労働省告示第523号）

(1) 区分6以上で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(2) 区分5以上で進行性筋萎縮症に罹患してる又は重症心身障害の者

※4 いずれも地域区分ごとの1単位の単価を乗じた額が請求額となる